

(平成28年2月5日 第28回ガスシステム改革小委員会資料)
経過措置料金規制が課される旧簡易ガス事業者の指定基準等について

(一社) 日本コミュニティーガス協会

経過措置料金規制が課される旧簡易ガス事業者の指定基準については、『供給区域』という概念は存在しないものの、一定のエリアにおける需要家に対してガスを供給しているという意味では旧一般ガス事業と類似している」として、旧一般ガス事業者の指定基準と全く同様のものとなっています。

しかしながら、以下のように、簡易ガス事業の実態は一般ガス事業と大きく異なるものであり、ある程度参考にすべきとはいえ、その指定基準を同様とすることは適当ではないと考えます。

1. 指定基準を考えるに当たっては、何をもって競争状態と捉えるかです。簡易ガス事業には、供給エリアといっても極めて小さく、行政区域単位ではありません。住宅団地の開発・造成の際に100%を前提として導管敷設等をし、許可を得て事業を行っていますので、改正法施行時に簡易ガスによる供給が100%であれば競争がないと言えるかも知れませんが、100%に達していなければ競争状態にあることが推定されます。指定に当たっては、**本来、消費者が他のエネルギーを選択できる環境にあるかどうかを確認すれば良いはず**です。
2. 簡易ガス事業には、100%供給を前提に導管を敷設していることから、本来「需要家のシェア」という概念には馴染まないものと考えます。仮に、指定を検討するに当たって第1ステップとして「絞り込みの一応の基準」とするにしても、**その基準数値は一般ガスと同じ「割合」とするべきではなく、例えば、「ランチェスター戦略モデル」により作られた市場シェア理論のクープマン目標値では、独占的市場シェアとしては73.9%とされていることから、簡易ガス事業の事情に照らせば、第1ステップの数値基準は「50%超」ではなく「70%超」としても十分競争があると言える**ものです。
3. また、その「シェア」の算出は、「調定件数」を「許可地点数から空き地・空き家の数を差し引いたもの」で除して行うことは、後述の理由から非現実的だと考えます。**行政当局が現に把握している数字をもって行うべきであり、「許可地点数」を分母とすべき**です。上記の第1ステップとして「絞り込みの一応の基準」としては、それで十分と考えられます。(このような流動的な数字を使うことにすれば、頻繁に調査を行う必要が生じますが、行政事務の

効率化に反することとなるか、また事業者に報告を求められても、後述のような問題があります。)

4. 簡易ガス事業者は、顧客管理はもちろん行っていますが、導管敷設は行っても、空き地となっている宅地を所有しているわけでも管理しているわけでもありません。その宅地に家が建って、そこのお客様からガス供給の申込みがあって初めて把握できるのでありまして、日頃管理もしていない団地内の空き家・空き地数の報告を求められるとすれば、その調査の要員を別に確保する必要がある等、事業者は無用の負担を強いるものであり、適当ではないと考えます。

なお、義務のない「空き地・空き家」の状況まで報告を求めることが、法第171条に規定する「その事業に関し」と言えるのか疑問も残ります。

5. 第2ステップの指定基準は、過去3年間の新築と既築の場合に、それぞれ簡易ガスによることにしたか、他のエネルギーによることにしたか、いずれが大きいかによって競争状態を見ようとするものですが、前述のように、事業者は最近時点の顧客の状況は把握していますが、過去に遡って記録しているわけではなく、その数字を把握することが困難な事業者も少なくありません。

6. 事務局提案の指定基準によるとすれば、住宅型団地の9割弱、3千カ所以上の簡易ガス団地が指定されることになりかねず、とても「例外的な措置」とは言えないと考えます。逆に、中途半端な規制を残すことで、消費者に選択していただくための料金その他の供給条件を工夫する事業者の自由を阻害するなど、その線引きによる簡易ガス団地間、或いは事業者間の不公平感が懸念されます。

7. 簡易ガス団地の規模は一般ガス事業と大きな違いがあり、社会的影響度は明らかに異なります。簡易ガス団地には、一町内会にも満たない小さなものが多数あります。旧一般ガス事業者の最小規模は、需要家数471（平成26年3月末）であり、一般ガス事業との類似性をいうのであれば、それと同等以上のものとして概ね500戸以上の団地を念頭に置くべきであり、70戸から数千戸に及ぶ団地を同様に扱うのは適当ではないと考えます。

一般ガス：1事業者当り 14万戸の需要家

簡易ガス：1団地当り 246戸の供給地点数（許可ベース）

8. 一般ガス事業者の供給区域内にある簡易ガス団地については、そもそも料金規制の対象から除外すべきだと考えます。料金規制が課されない一般ガス事業者の供給区域内に簡易ガス団地があった場合に、当該簡易ガス団地について料金規制を課すべきかどうか検討することは不合理で、無意味であると考えます。一般ガス事業者の供給区域内の簡易ガス団地では、既に一般ガスと簡易ガスの導管が二重に敷設されており、当該簡易ガス団地の消費者にはLPガス、オール電化のほか都市ガスの選択の自由が確保されています。そのような団地でかなり高いシェアがあったとしても、サービスの質等の企業努力によって消費者から選択されているのであって、単にシェアの高さによって料金規制を課すことは、企業努力を否定するものであります。
9. 簡易ガス事業の原料は、ほぼ100%がLPガスであり、個別シリンダー供給による事業者の変更には、設備機器の変更も費用負担も必要がなく、簡単にできます。新築のオール電化率が高いことは、誰もが知っています。また、一般ガスへのスイッチもあります。現時点でも、簡易ガス団地の消費者の選択肢は十分に用意されており、簡易ガス事業者は実態として厳しい競争環境にさらされているのが現状です。仮に、高いシェアがあったとしても、必死に防衛策を講じ消費者に選択された結果であります。今後は、消費者の自由化意識がさらに高まることが予想され、とても、ご懸念のような安易な料金引上げが許されるような状況にはありません。
10. 以上、旧簡易ガス団地における料金規制の指定基準については、実態に即して更なるご検討をお願いするとともに、むしろ経過措置料金規制が課されない事業者の事後監視を適切に行うことが重要と考えます。

消費者の皆様、委員の先生方、事務局の皆様には、是非とも簡易ガス事業の実態をご理解の上、ご検討いただきたく、よろしく願いいたします。